

22 担い手の確保と農地の利用集積に向けた人・農地プランの推進支援

■ 中讃管内新規就農者、認定農業者及び集落営農組織 ■

(中讃農業改良普及センター ○黒川幸重、多田多嘉子、若林武志、高木一生)

●対象の概要

近年、農業従事者の高齢化と減少が進行し、担い手の確保・育成が重要な課題となっている。中讃管内においても新規就農者の確保・育成や地域の担い手となる認定農業者及び集落営農組織の規模拡大を支援するため、平成24年度より全国的に推進が行われている人・農地プランの推進に、普及センター・市町・JA・農業委員会が連携して取り組んでいる。

新規就農者については、平成24年度より国の青年就農給付金制度が発足したことによりUターンをはじめ県外からのIターンの新規就農者が増加し、平成24年度は法人就農を含めて44名が就農した。一方で、人・農地プランに担い手として位置づけられることが給付の要件となっているため、就農における農地の確保のためにも地域での合意による人・農地プランの策定が課題となっている。

認定農業者は、これまで増加傾向にあったが高齢化によるリタイアなどにより近年はその確保に限界が見られ、新規就農者の確保とともに認定農業者の経営規模に向けた優良農地の利用集積が課題となっている。

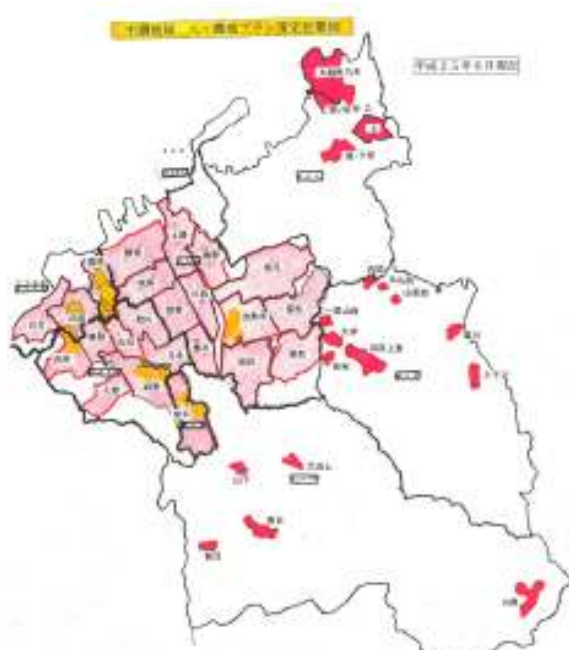
集落営農組織は、管内のJAの1支店1農場構想による特定農業団体から作業班単位での「のれん分け法人」の設立が見られており、効率的な水田農業経営に向けた集落営農組織の設立と農地の利用集積が課題となっている。

●課題を取り上げた理由

1 管内の人・農地プランの策定状況は、市町により取組方針が異なり、丸亀市、多度津町、善通寺市はJA支店単位で、琴平町は水田区域が比較的小さいことから町単位で、平成24年度に

全地域を対象として人・農地プランを策定している。一方、坂出市・宇多津町、綾川町、まんのう町では、集落での共同作業や集落営農組織活動の推進を中心にして集落単位で人・農地プランの策定を推進した結果、平成24年度に4市町で16プランが策定されている。

2 平成25年度において国は人・農地プランの策定を加速的に推進するため、各種補助事業の採択要件に人・農地プランの策定を加えることとしたため、未策定地区においては人・農地プランの早急な策定が課題となった。



図一 中讃地域 人・農地プラン策定位置図

●普及活動の経過

1 人・農地プランの趣旨・取組方針の周知及び中核的担い手の選出
綾川町では平成25年5月に町地域農業再生協議会総会において人・農地プランの策定の趣旨及び

表一 中讃地域における人・農地プランの策定状況 (平成25年6月現在)

区分	坂出・宇多津	綾川	丸亀	多度津	善通寺	琴平	まんのう
プラン数	4	9	12	3	7	1	5
策定の単位	集落	集落	JA支店	JA支店	JA支店	町	集落

取組方針の見直しを説明し了承を得た後、8月27日から9月5日にかけて全8支店で地元説明会を開催し、新規就農者の経営支援のほか、集落営農組織や認定農業者の規模拡大、各種補助事業の実施のために、町全域で人・農地プランを年度内に策定することを周知した。その後、11月14日から19日にかけて町4ヶ所で第2回人・農地プラン説明会を開催し、各地区の中心となる経営体（担い手）を選出するとともに今後農地の提供を希望する生産者にも人・農地プランの意義を周知し、新たな人・農地プラン策定について生産者から了承を得ることができた。

坂出市では、重点推進地区として7月19日にJ A川津支店で、9月3日にJ A林田支店で、10月25日にJ A府中支店で、12月25日にJ A江尻支店で地元説明会を開催し、人・農地プランの策定の趣旨説明と担い手の選出を行い、参加者から了承を得ることができた。

まんのう町では、11月1日から26日にかけて開催された特定農業団体総会において人・農地プランの策定の趣旨を説明し了承を得るとともに、翌年1月8日に認定農業者を対象に人・農地プランの策定検討会を開催し、担い手に位置づけする旨了承を得た。

●普及活動の成果

1 未策定地区での人・農地プランの策定

綾川町では未策定地区において、これまでの話し合いを踏まえ、全J A支店単位8地区の人・農地プランを策定し、3月17日の検討委員会において承認・策定された。

坂出市でも川津、林田、府中、江尻の各地区において行政区単位で計11地区の人・農地プランを作成し、3月27日の検討委員会において承認・策定された。

まんのう町でもJ A全8支店単位で人・農地プランを作成し、3月25日の検討委員会において承認・策定された。

2 新規就農者の育成

人・農地プランに位置づけられた新規就農者が平成25年度において新たに8名認定された。今後、地域の担い手として経営の安定を図りつつ、野菜等の産地の維持拡大及び活性化に貢献するものと期待される。

3 認定農業者及び集落営農組織の規模拡大

人・農地プランに位置づけられた認定農業者が

新たに農地の集積に取り組むほか、集落営農組織が地域の遊休農地等を集積し、麦の生産拡大に取り組む事例が見られた。今後においても人・農地プランの見直しを通じて、地域の話し合いにより農地を利用集積することが期待される。



地元説明会で人・農地プランの趣旨、方針等を説明

●今後の普及活動の課題

1 人・農地プランの見直し

策定された人・農地プランについては、引き続き地域での話し合いを通じて、担い手の確保と遊休農地等の利用集積を推進するとともに、新たな担い手が育成されるなどにより人・農地プランの見直しが必要な場合は、その都度関係者に周知するとともに、人・農地プランの見直しを行う。

2 担い手への農地の利用集積の推進

人・農地プランの目標達成に向け、地域の担い手（新規就農者、認定農業者、集落営農組織）に農地の利用集積を積極的に取り組む必要があり、関係機関が連携して新規就農者の経営支援や、農地提供希望者の掘り起こし、集落営農組織の育成・活動支援に取り組む。

また、平成26年度に新たに設置される農地中間管理機構を通じて、農地の利用集積が促進されるよう、関係機関と連携し、農地の出し手と受け手となる担い手との利用調整や営農支援に取り組む。